No	【週休2日についてのQ＆A】	
	Q	A
1	完全週休2日（土日）Ⅰ型、Ⅱ型の違いは？ また、「通期の週休2日」はどちらに該当するか？	○完全週休2日（土日）Ⅰ型 ①完全週休2日（土日） ②月単位の週休2日 【→最低でも必須】 ○完全週休2日（土日）Ⅱ型 ①完全週休2日（土日） ②月単位の週休2日 ③通期の週休2日 【→最低でも必須】 ※「通期の週休2日」は、Ⅱ型に該当
2	現場閉所日数に雨等で現場が休みとなったときは現場閉所日数にカウントしないのか？	完全週休2日（土日）の場合は、平日が雨等で現場が休みになっても土日換算としてのカウントはできず、土日は必ず休みとしなければならない。 月単位の週休2日の場合は、平日土日問わずカウントして閉所率で判定する。
3	雨や雪以外での突発的な現場閉所になることはあるか？	突発的な現場閉所は、悪天候（雨、雪、風）によるものを想定している。その他、交通規制等に関して要請があれば現場閉所に協力する形になる。
4	当初の補正どおり完全週休2日（土日）が達成できた場合でも、現場終了後の協議書の提出は必要か？	必要。補正の変更有無に関わらず、協議書は提出。 「設計変更の対象」／「設計変更の対象外」については、発注者による現場閉所実施書の精査が必要となる。
5	受注者として完全週休2日（土日）で施工する工程を組んでいたが、工事の途中で、お客様都合による給水切替が土曜日または日曜日しか出来ない場合も減額となるのか？	受注者都合ではない、やむを得ない理由がある場合には、代休としての平日を設定することで、協議書を提出すれば、減額対象としない。受注者都合の場合には、減額対象となる。
6	週休2日工事は、工期延長できないのか？	発注者の設計時には、工期算定を行う際に不稼働日数を考慮しているため、週休2日を理由に工期延長は出来ないが、その他の理由（湧水の影響等）があれば、協議書を提出することにより工期延長は可能である。
7	当初、受注者として着工前に週休2日確保工事を行わない想定で協議書を提出したが、工事終了後、週休2日が結果的に達成出来ていた場合はどうなるか？	当初、行わない旨の協議書を提出しているため、仮に週休2日が達成出来たとしても「週休2日の対象外」とする。
8	完全週休2日（土日）から月単位の週休2日または通期の週休2日に変更になった場合、経費の減額以外に、評定が下がるなどがあるかどうか知りたい。	通期の週休2日が最低でも必須ということから、それより上の月単位の週休2日や完全週休2日（土日）は加点対象。逆に、協議書提出がなく通期の週休2日を達成できなかった場合に減点対象となる。
9	材料の納期に時間がかかるが納期も週休2日の対象期間に入るか	準備工として、現場稼働しているわけではないので、対象期間に入らない。
	【熱中症対策についてのQ＆A】	
	Q	A
10	冬季（11月～3月）の工事でも熱中症対策について施工計画書に添付が必要か？	年間通して（いつ発注の工事でも）施工計画書に添付。 ※工期延長等で熱中症該当月まで工事する可能性もあるため。また、法で義務付けされているため、整備しておくことが必要。